

第30号議案

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立幼稚園型認定こども園

文京区立小学校

文京区立中学校

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

文京区教育委員会

第二条及び第三条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規程において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第二条に規定する職員をいう。

（条例第三条第五項に規定する任命権者が定める場合）

第三条 条例第三条第五項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる額とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

二 条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十六条、条例第十八条第一項及び条例第二十一条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により

旅行を中止し、又は変更した場合

第三条の次に次の一条を加える。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第三条の二 条例第三条第五項に規定する任命権者が定めるものは、条例第二十五条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを求めたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、及び渡航雑費については、当該各種目について条例第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを求めたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めたる額

第四条を次のように改める。

(条例第三条第六項に規定する任命権者が定める事情)

第四条 条例第三条第六項に規定する任命権者が定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 第三条第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故  
故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第五条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に、同条各号列記以外の部分中「第三条第五項の規定により、旅費を喪失した場合に支給する旅費の額は、次に規定する額による」を「第三条第六項に規定する任命権者が別に定める金額は、次に掲げる金額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号を次のように改める。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため  
条例の規定により支給することができる額

第五条第二号中「（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。）」を削る。

第六条各号を次のように改める。

一 内国旅行の場合 旅行命令依頼簿（内国旅行）（別記様式第一号）

二 外国旅行の場合 旅行命令依頼簿（外国旅行）（別記様式第二号）及び旅行日程表（別記様式第三号）

第七条の見出し中「等」を削り、同条各号を次のように改める。

一 内国旅行の出張の場合 内国旅費請求内訳書兼領収書（別記様式第四号）

二 赴任の場合 赴任旅費請求内訳書兼領収書（別記様式第五号）

三 外国旅行の出張の場合 外国旅費請求内訳書兼領収書（別記様式第六号）

第八条ただし書中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改める。

第九条中「第十三条の第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十条から第十二条までを次のように改める。

(鉄道賃に係る鉄道)

第十条 条例第九条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第十一条 条例第十条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第十二条 条例第十一条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

第十五条中「研修受講及び健康診断受診等のために旅行する場合」を「前二条に規定する旅行」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条各号列記以外の部分中「、別表第二中「研修」とあるのは「健康診断受診等」とを削り、同条第一号中「特定保健指導」の下に「の受診」を加え、同条を第二十三条とする。

第十三条第一項中「別表第二のとおりとする」を「出張の例に準じて支給する」に改め、同条第二項中「による」を「に規定する」に、「別に教育長が」を「教育長が別に」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条の次に次の九条を加える。

(宿泊に係る特別な事情)

第十三条 条例第十三条第二項に規定する任命権者が定める場合は、現に支払った費用の額が同条第一項に規定する宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- 一 会議等において主催者から宿泊施設の指定があるとき。
- 二 区長、副区長、教育長又は区議会議員に随行するとき。
- 三 幼児に付き添い、又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、幼児と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- 四 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 五 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

(転居費から除く費用)

第十四条 条例第十六条第二項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 条例の規定により他の種目として支給を受ける費用
- 二 家具、家電等の生活用品を購入した費用その他の旅費に馴染まない費用として教育長が別に定める費用
- 三 前二号に掲げるもののほか、公費による支給が適当でない費用として教育長が別に定める費用

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第十五条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内)における在勤庁の

変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第十六条 条例第十九条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- 一 保険料
- 二 医薬品の購入に係る費用
- 三 携行品の購入に係る費用
- 四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- 五 条例第十九条に規定する費用に類する又は付随する費用

(給与の種類)

第十七条 条例第二十七条第三項に規定する給与の種類は、幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第十八条 旅行者が幼稚園教育職員の給与に関する条例第十五条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第十九条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、職員の住所、居所その他

旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第二十条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

（年度経過による区分）

第二十一条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表第一及び別表第二を削る。

別記様式第一号（甲）を次のように改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第1号 (第6条関係)

旅行命令簿 (内国旅行)

( 年 月分)

所属	職名	職員番号	氏名
----	----	------	----

旅行命令者 旅権	関与者	発令年月日 年 月 日	旅行月日 月 日	旅行用務	旅行先	旅行者	旅 費		備 考
							概算払	精算払	
		・	・						
		・	・						
		・	・						
		・	・						

(記入上の注意)

- この旅行命令(依頼)簿は、各旅行者ごとに作成し、「旅行用務」及び「旅行先」は旅行日ごとに記入する。
- 「旅行月日」、「旅行用務」及び「旅行先」の各欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行につき、その出発の日から旅行終了の日まで1日ごとに順を追って記入する。他の欄は、命令(依頼)に係る職員の旅行1件につき1箇所の押印又は記入でよい。
- 「旅行用務」欄は、主な用務を具体的に記入する。例えば「〇〇事務調査のため」のように記入する。
- 「旅行先」欄は、旅行用務を遂行する場所を記入する。例えば「大阪市役所」のように記入する。
- 「備考」欄は、当該旅行命令(依頼)の記載上参考となる事項を記入する。例えば「条例第42条第2項の増額」のように記入する。
- 旅行命令(依頼)を取り消し、又は変更する場合には、新たな用紙で表題を朱の二重線で消し、上部にそれぞれ「旅行命令(依頼)取消し」、「旅行命令(依頼)変更」と朱記する。また、取消しの場合は、発令年月日(取消年月日)及びその他全ての欄を朱記し、変更の場合は、発令年月日(変更年月日)及び変更箇所のみ朱で記入し、所属、氏名欄等は黒で記入する。

別記様式第一号(乙)を削る。

別記様式第二号(甲)を次のように改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第2号（第6条関係）

旅行命令簿（外国旅行）

旅行者	職名	氏名	所属名
旅行期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
旅行先			
旅行用務			
発令年月日 命令権者名	年 月 日		

記入上の注意

- 1 各欄には、それぞれ下記事項を記入する。
  - ア 「職名」欄には、園長、教頭、教諭の別
  - イ 「旅行期間」欄には、当該旅行の始期、終期及び所要日数
  - ウ 「旅行先」欄には、旅行用務を遂行する旅行先都市名（国名）を旅行経路順に記入すること。  
 （例）ハンブルグ、フランクフルト、ベルリン（以上ドイツ）、パリ（フランス）、ロンドン（イギリス）
  - エ 「旅行用務」欄には、当該旅行を命ずる主目的（会議出席、調査研究、視察、訪問などの内容を簡潔に記入すること。）
  - オ 「発令年月日 命令権者名」欄には、当該旅行命令（依頼）を発した日及び命令権者職氏名
- 2 旅行日程については、別記様式第3号による旅行日程表を作成し、この旅行命令（依頼）簿に添付する。

別記様式第二号（乙）を削る。

別記様式第三号から別記様式第五号までを次のように改める。



内国旅費請求内訳書兼領収書

旅行命令簿照合済

[ 年 月分 ]

旅行 月日	旅行用務 及び 旅行先	出 発 (地名・駅名)	到着滞在 (地名・駅名)	旅 費 内 訳								職 層 名 氏 名	受 領 清 算	
				鉄 道 賃		船 賃 又 は 航 空 賃		そ の 他 の 交 通 費	宿 泊 費 又 は 包 括 宿 泊 費 都 道 府 県 夜 数 費 用	宿 泊 手 当	合 計			
				運 賃	寝 台 料 金、座 席 指 定 料 金、特 別 車 両 料 金 等	急 行 料 金	運 賃							寝 台 料 金、座 席 指 定 料 金、特 別 船 室 料 金 等
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		
				円	寝 座 特 付 随 円	円	船 航	寝 座 特 付 随 円	円	夜 円	夜 円	円		



別記様式第六号（甲）を次のように改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第6号 (第7条関係)

外国旅費請求内訳書兼領収書

[ 年 月分 ]

旅行命令簿照合済

概算額	精算額	追給額	返納額	職層名	氏名	受領	精算
円	円	円	円				

渡 航 雑 費									
予防接種費用	旅券交付手数料・ 査証手数料	外貨交換手数料	入出国税	保険料	医薬品 購入費用	携行品 購入費用	健康診断 受診費用	その他付随 する費用	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

旅行 月日	旅行用務 及び 旅行先	出発 〔地名・ 駅名〕	到着・滞在 〔地名・ 駅名〕	旅 費 内 訳								
				鉄 道 賃			船賃又は航空賃		その他の 交通費	宿泊費又は 包括宿泊費 都市名 夜数	宿泊 手当	合計額
				運賃	寝台料金、座席 指定料金、特別 車両料金等	急行 料金	運賃	寝台料金、座席 指定料金、特別 船室料金等				
				円	寝台特付随 円	円	船 航	寝台特付随 円	円	夜 円	夜 円	円
				円	寝台特付随 円	円	船 航	寝台特付随 円	円	夜 円	夜 円	円
				円	寝台特付随 円	円	船 航	寝台特付随 円	円	夜 円	夜 円	円
				円	寝台特付随 円	円	船 航	寝台特付随 円	円	夜 円	夜 円	円
				円	寝台特付随 円	円	船 航	寝台特付随 円	円	夜 円	夜 円	円
				円	寝台特付随 円	円	船 航	寝台特付随 円	円	夜 円	夜 円	円

別記様式第六号（乙）を削る。

別記様式第六号の次に次の様式を加える。

旅行命令簿 (兼旅費請求内訳書)

[ 年 月分]

所属		職層名		氏名		受領	
----	--	-----	--	----	--	----	--

命令権者	係長	旅行者	旅行月日	旅行時間	旅行用務	旅行先	旅行の経路 (出発駅—経由—到着駅)	公用車 マ イ カ ー	交通実費
			月 日	時 分から 時 分まで				公 マ イ カ ー 自	円
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	
			.	. 分から . 分まで				公 マ イ カ ー 自	

(記入上の注意)

- 1 「旅行の経路」、「公用車・マイカー」、「交通実費」の各欄は、原則として当該旅行者が旅行の都度記載すること。
- 2 「公用車・マイカー」欄は、旅行者が公用車を利用して旅行した場合には「公」を、自動車運転手が旅行した場合には「自」を、自家用車出張を認められた職員が自家用車を利用して旅行した場合には「マイカー」をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費の実費額を記載すること。

計	円
---	---

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の幼稚園教育職員の旅費支給規程の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程（平成十二年教育委員会訓令第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の旅費支給規程</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月三十日 文教委訓令第三号</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 <u>この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>2 <u>この規程において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第二条に規定する職員をいう。</u></p> <p>（条例第三条第五項に規定する任命権者が定める場合）</p> <p>第三条 <u>条例第三条第五項に規定する任命権者が定める場合は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>一 <u>条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合</u></p> <p>二 <u>条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の旅費支給規程</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月三十日 文教委訓令第三号</p> <p>第一条（略）</p> <p>（職員の定義）</p> <p>第二条 <u>この規程において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第二条に規定する職員をいう。</u></p> <p>（職務の級）</p> <p>第三条 <u>条例第二条第二項に規定する任命権者が特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して規定する職務の級は、別表第一に規定するところによる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十六条、条例第十八条第一項及び条例第二十一条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第三条の二 条例第三条第五項に規定する任命権者が定めるものは、条例第二十五条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(新設)

(新設)

(新設)

とったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の  
取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較  
し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に  
伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額  
(条例第三条第六項に規定する任命権者が定める事情)

第四条 条例第三条第六項に規定する任命権者が定める事情は、次に掲  
げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰する  
ことができない事情

二 第三条第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合に  
おける当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若し  
くは家族の責めに帰することができない事情

(削除)

(旅費額を喪失した場合の旅費)

第五条 条例第三条第六項に規定する任命権者が別に定める金額は、次

(新設)

(旅行取消し等の場合における旅費)

第四条 条例第三条第四項の規定により、旅行取消し等の場合に支給す  
る旅費の額は、次の各号に掲げる額による。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として支払った金額又はホテ  
ル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所  
要の払戻し手続を執ったにもかかわらず、払戻しを受けることがで  
きなかつた額。ただし、その額は、その支給を受けた者が当該旅行  
について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空  
賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

二 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため支払った金額で当該旅  
行について条例により支給を受けることができた移転料の額の三分  
の一に相当する額の範囲内の額

三 外国への旅行に伴う外貨の買入れのため又はこれに準ずる経費を  
支弁するため支払った金額で当該旅行について条例により支給を受  
けることができた渡航手数料の範囲内の額

(旅費喪失の場合の旅費)

第五条 条例第三条第五項の規定により、旅費を喪失した場合に支給す

に掲げる金額とする。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額 \_\_\_\_\_ を差し引いた額

（旅行命令簿等の様式）

第六条 条例第四条第五項に規定する旅行命令簿等の様式は、次の各号に掲げる様式とする。

- 一 内国旅行の場合 旅行命令依頼簿（内国旅行）（別記様式第一号）
- 二 外国旅行の場合 旅行命令依頼簿（外国旅行）（別記様式第二号）  
及び旅行日程表（別記様式第三号）

（旅費請求手続\_の様式）

第七条 旅費請求手続の様式については、文京区会計事務規則（昭和三十九年四月文京区規則第九号。以下「会計規則」という。）に定める所定の様式によるほか、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる様式とする。

- 一 内国旅行の出張の場合 内国旅費請求内訳書兼領収書（別記様式

る旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。）を差し引いた額

（旅行命令簿等の様式）

第六条 条例第四条第五項に規定する旅行命令簿等の様式は、次の各号に掲げる様式とする。

- 一 内国旅行の場合 別記様式第一号（甲、乙）
- 二 外国旅行の場合 別記様式第二号（甲、乙）

（旅行請求手続等の様式）

第七条 旅費請求手続の様式については、文京区会計事務規則（昭和三十九年四月文京区規則第九号。以下「会計規則」という。）に定める所定の様式によるほか、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる様式とする。

- 一 内国旅行の出張の場合 別記様式第三号（内国旅費請求内訳書兼

第四号)

- 二 赴任の場合 赴任旅費請求内訳書兼領収書(別記様式第五号)
- 三 外国旅行の出張の場合 外国旅費請求内訳書兼領収書(別記様式第六号)

(旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続の特例)

第八条 内国旅行のうち当該月分の旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する場合の旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続は、前二条の規定にかかわらず、庶務事務システム(電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。)に次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、旅行命令簿(兼旅費請求内訳書)(別記様式第七号)により行うことができる。

- 一 旅行年月日
- 二 旅行時間
- 三 旅行用務及び旅行先
- 四 旅行経路
- 五 旅費

(旅費の精算手続)

第九条 条例第七条第二項及び第三項に規定する期間は、会計規則に規定するところによる。

(鉄道賃に係る鉄道)

領収書)

- 二 赴任の場合 別記様式第四号(赴任旅費請求内訳書兼領収書)
- 三 外国旅行の出張の場合 別記様式第五号(外国旅費請求内訳書兼領収書)

(旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続の特例)

第八条 内国旅行のうち当該月分の旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する場合の旅行命令簿等の作成及び旅費請求手続は、前二条の規定にかかわらず、庶務事務システム(電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。)に次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、旅行命令簿(兼旅費請求内訳書)(別記様式第六号)により行うことができる。

- 一 旅行年月日
- 二 旅行時間
- 三 旅行用務及び旅行先
- 四 旅行経路
- 五 旅費

(旅費の精算手続)

第九条 条例第十三条の二第二項及び第三項に規定する期間は、会計規則に規定するところによる。

(路程の計算)

第十条 条例第九条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

(削除)

(削除)

(船賃に係る船舶)

第十一条 条例第十条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定

第十条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

一 鉄道 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

三 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第一号又は第二号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第三号の規定に準じて計算することができる。

3 第一項第三号の規定により陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

(近接地内旅行の旅費)

第十一条 条例第十五条第四号に規定する任命権者が人事委員会と協議して住所又は居所の移転を特に必要があると認めて移転した場合又は、旧在勤地から新在勤地までの路程が四十キロメートル以上あり、かつ、新住所が新在勤地の方向にあって、現実の移転の路程が四十キロメートル以上ある場合とする。

(新設)

する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第十二条 条例第十一条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定

する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(宿泊に係る特別な事情)

第十三条 条例第十三条第二項に規定する任命権者が別に定める場合は、現に支払った費用の額が同条第一項に規定する宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等において主催者から宿泊施設の指定があるとき。

二 区長、副区長、教育長又は区議会議員に随行するとき。

三 幼児に付き添い、又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、幼児と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

四 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(新設)

(旅行雑費の調整)

第十二条 一日の旅行において、近接地内及び近接地外の旅行雑費を支給する事由が生じた場合は、条例別表第一及び別表第二に定める旅行雑費定額又は旅行雑費定額の二分の一に相当する額を支給する。

(新設)

(新設)

(新設)

五 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(転居費から除く費用)

(新設)

第十四条 条例第十六条第二項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 条例の規定により他の種目として支給を受ける費用

二 家具、家電等の生活用品を購入した費用その他の旅費に馴染まない費用として教育長が別に定める費用

三 前二号に掲げるもののほか、公費による支給が適当でない費用として教育長が別に定める費用

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

(新設)

第十五条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

(新設)

第十六条 条例第十九条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用(公務のため特に必要とするものに限る。)とする。

一 保険料

二 医薬品の購入に係る費用

三 携行品の購入に係る費用

四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

五 条例第十九条に規定する費用に類する又は付随する費用

(給与の種類)

第十七条 条例第二十七条第三項に規定する給与の種類は、幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当等との調整)

第十八条 旅行者が幼稚園教育職員の給与に関する条例第十五条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第十九条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、職員の住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る

(新設)

(新設)

(新設)

旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第二十条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(年度経過による区分)

第二十一条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(研修受講のための旅費)

第二十二条 職員が文京区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が計画する研修(これに準ずる研修を含む。)の受講のため旅行する場合に支給する旅費は、出張の例に準じて支給する。

2 前項に規定する旅費を支給することが適当でないと教育長が認めたものについては、教育長が別に旅費の種類及び額を定める。

(健康診断受診等のための旅費)

第二十三条 職員が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「研修(これに準ずる研修を含む。)の受講」とあるのは「健康診断受診等」と

(新設)

(新設)

(研修受講のための旅費)

第十三条 職員が文京区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が計画する研修(これに準ずる研修を含む。)の受講のため旅行する場合に支給する旅費は、別表第二のとおりとする。

2 前項による旅費を支給することが適当でないと教育長が認めたものについては、別に教育長が旅費の種類及び額を定める。

(健康診断受診等のための旅費)

第十四条 職員が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「研修(これに準ずる研修を含む。)の受講」とあるのは「健康診断受診等」と、別表

読み替えるものとする。

- 一 健康診断（教育委員会が実施する健康診断）の受診及び特定保健指導の受診
- 二 人事異動の際の面接
- 三 職務に関連して受ける表彰式への出席
- 四 貸与被服の採寸
- 五 前各号の用務のほか、教育長が特に必要があると認めたもの（身体に障害のある職員の旅費）

第二十四条 身体に障害のある職員が公務により旅行する場合（前二条に規定する旅行を含む。）に自家用車を使用することについて必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の幼稚園教育職員の旅費支給規程の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（削除）

第二中「研修」とあるのは「健康診断受診等」と読み替えるものとする。

- 一 健康診断（教育委員会が実施する健康診断）の受診及び特定保健指導
- 二 人事異動の際の面接
- 三 職務に関連して受ける表彰式への出席
- 四 貸与被服の採寸
- 五 前各号の用務のほか、教育長が特に必要があると認めたもの（身体に障害のある職員の旅費）

第十五条 身体に障害のある職員が公務により旅行する場合（研修受講及び健康診断受診等のために旅行する場合を含む。）に自家用車を使用することについて必要な事項は教育長が別に定める。

（新設）

別表第一（第三条関係）

(削除)

別記様式第1号 (第5条関係)

(略)

(削除)

(略)

別記様式第2号 (第5条関係)

(略)

(削除)

(略)

別記様式第3号 (第5条関係)

(略)

別記様式第4号 (第6条関係)

(略)

別記様式第5号 (第6条関係)

(略)

別記様式第6号 (第6条関係)

(略)

別記様式第7号 (第7条関係)

(略)

(削除)

別表第二 (第十三条関係)

別記様式第1号 (甲) (第6条関係)

(略)

別記様式第1号 (乙) (第6条関係)

(略)

別記様式第2号 (甲) (第6条関係)

(略)

別記様式第2号 (乙) (第6条関係)

(略)

(新設)

(略)

別記様式第3号 (第7条関係)

(略)

別記様式第4号 (第7条関係)

(略)

別記様式第5号 (第7条関係)

(略)

別記様式第6号 (甲) (第8条関係)

(略)

別記様式第6号 (乙) (第8条関係)

(略)

(略)